

Discussion Paper No. 427

資産格差の厚生評価と資産移転課税の役割
—アトキンソン指数に基づく再分配シミュレーション分析—

中央大学大学院経済学研究科博士後期課程
中村 俊紀

June 2026



INSTITUTE OF ECONOMIC RESEARCH
Chuo University
Tokyo, Japan

資産格差の厚生評価と資産移転課税の役割

―アトキンソン指数に基づく再分配シミュレーション分析―¹

中村俊紀²

目次

1. はじめに
2. 先行研究と本研究の位置づけ
 - 2.1 日本における資産格差の現状と課題
 - 2.2 資産格差と厚生評価アプローチ
 - 2.3 本研究の位置づけ
3. 分析手法とデータ
 - 3.1 分析対象と資産概念の定義
 - 3.2 厚生評価の理論モデル
 - 3.3 再分配シミュレーションモデル
 - 3.4 使用データ
4. 分析結果
 - 4.1 データの修正と十分位の再構成
 - 4.2 アトキンソン指数の推計結果
 - 4.3 再分配シミュレーションと社会厚生の変化
 - 4.4 資産移転と限界的厚生効果
 - 4.5 資産間における再分配効果の比較
5. おわりに

参考文献

キーワード：資産格差、厚生評価、資産移転課税、アトキンソン指数

JEL：D14, D91, H24

¹ 本論文は、国際公共経済学会第14回春季大会での報告内容を加筆・修正したものである。学会報告の際には、座長の柴田学先生や討論者の西村陽先生をはじめ、参加者の皆様から貴重なご指摘と有益なコメントを賜ったことに深く感謝申し上げます。

² 中央大学大学院経済学研究科博士後期課程

要旨

近年、世界的に資産格差の拡大が指摘されており、日本においても金融資産のジニ係数は1984年の0.577から2019年の0.671へと一貫して上昇している。しかし既存研究には二つの限界がある。第一に、資産格差を社会厚生観点から定量評価した研究は乏しく、格差をもたらす厚生損失の規模は十分に把握されていない。第二に、課税標準とすべき資産概念の選択についても体系的な分析は行われておらず、資産移転課税の設計に向けた検討が不十分である。

こうした課題に対して、本研究はAtkinson (1970) のアトキンソン指数を用いて資産格差の厚生損失を定量化し、さらに資産移転シミュレーションによって再分配の厚生改善効果を分析した。分析には総務省「全国家計構造調査 (2019年)」の等価資産額十分位別データを用いて、5資産について不平等忌避パラメーター ($\varepsilon=0.25\sim 2.0$) を変化させながらアトキンソン指数を推計した。最上位十分位から下位9分位への均等配分を想定した再分配シミュレーション (移転率0~30%) を実施し、移転率の変化に応じた厚生改善効果を定量的に示した。主な分析結果は以下の3点である。

第一に、標準ケース ($\varepsilon=1.0$) における5資産のアトキンソン指数は、等価純実物資産 (0.867)、等価純資産 (0.780)、等価純金融資産 (0.698)、等価金融資産 (0.429)、等価実物資産 (0.368) の順であり、負債を控除した純資産ベースでの指数が一貫して高い。等価純資産の $A=0.780$ は、現在の格差が平均純資産 (1,910万円) の78.0%に相当する厚生損失をもたらすことを意味する。こうした損失の規模は記述的指標では捉えきれず、アトキンソン指数によって定量的に把握されるものである。

第二に、再分配シミュレーションは限界的厚生改善の逡減を示しており、課税水準を際限なく引き上げても再分配の効果は比例的には拡大しない。この厚生改善効果の逡減を踏まえれば、課税水準の設定には一定の上限を設けることが望ましく、移転率10~15%が一つの政策的目安となる。

第三に、5資産間の比較では、純資産ベースに基づく3資産の再分配効果が総資産ベースを一貫して上回った。総資産ベースの課税は低純資産層への再分配効果を過小評価することが示され、純資産を課税標準とすることの有効性が定量的に示された。

以上より、純資産を課税標準とし、移転率10~15%を目安とした資産移転課税の強化が、資産格差是正に向けた政策手段として定量的に支持される。

1. はじめに

近年、世界的に資産格差の拡大が指摘されており、特に少子高齢化の進展と相続・贈与を通じた資産移転は格差拡大の要因として注目されている。OECD の報告によれば、裕福な世帯ほど相続・贈与による資産移転の機会が多く、今後は家計資産に占める相続財産の割合が増加することが予測されている³。ベビーブーム世代の高齢化と資産価格の長期的な上昇は相続件数と相続金額をともに押し上げており、世代内および世代間の資産格差の拡大が懸念されている。こうした格差の背景には、資本収益率が経済成長率を恒常的に上回るといいう長期的傾向があり、相続・贈与を通じて世代間に蓄積された資産が新たな資本所得を生み出す連鎖が格差の固定化を促していることが指摘されている⁴。OECD 諸国において資産の集中度は所得の集中度を大幅に上回る水準にあり、富裕層と低資産層の格差は拡大し続けている⁵。

日本の資産格差を概観すると、近年の格差拡大傾向はより顕著である。Kitao and Yamada (2025) が示すように、金融資産のジニ係数は一貫して上昇しており、資産格差は所得格差を上回る水準で拡大している⁶。また、若年層を中心に資産を持ってない世帯（資産ゼロ世帯）が急増しており、高齢者世帯への資産集中と相続・贈与を通じた資産移転の実態を正確に把握することは、公平な資産移転税制を構築するうえでも重要な課題である。

他方で、資産格差是正を目的とした制度設計には、格差の程度を把握するだけでは不十分であり、それが社会厚生にいかなる損失をもたらしているかを評価する枠組みが必要である。既存研究ではジニ係数やタイル尺度などの記述的指標を用いた分析が主流であり、資産格差を社会厚生観点から定量評価した研究は乏しい。Sen (1973) は不平等指標の方法論的基礎を論じる中で、記述的指標は「格差がどの程度存在するか」を示すうえでは有用であるが、「その格差が社会全体の厚生にいかなる損失をもたらすか」という問いには直接答えられないことを指摘している⁷。その理由は、不平等をどの程度問題視すべきかという社会的価値判断、すなわち Atkinson (1970) の不平等忌避度 ε (inequality aversion) のようなパラメーターを指標内部に組み込む枠組みを欠いている点にある。なお、この方法論的な限界は所得分布のみならず、資産分布の格差評価にも同様に当てはまる。

この問題に対して、Atkinson (1970, pp.244–248) が提唱したアトキンソン指数は有力な分析手段となりうる。同指数は CRRA 型の社会的厚生関数に基づき、不平等忌避パラメー

³ OECD, (2021)、p.9 と pp.43–44 を参照。

⁴ Piketty (2014, pp.25-27) は資本収益率 (r) が経済成長率 (g) を恒常的に上回る構造的傾向を示し、Piketty and Zucman (2015) は相続・贈与を通じた資産の世代間蓄積が格差固定化を促すメカニズムを詳述している。

⁵ Balestra and Tonkin (2018) は OECD 資産分布データベースの 28 か国データを分析し、最も裕福な上位 10% の世帯が全家計資産の平均 52% を保有する一方、下位 60% の保有割合は 12% 強にとどまり、資産の集中度は所得の集中度の約 2 倍の規模に達することを指摘している。

⁶ Kitao and Yamada (2025) は、全国家計構造調査 (1984~2019 年) の個票データを用いて、日本のゼロ資産世帯の割合も同期間に 4.93% から 13.12% へと約 3 倍に拡大していることを示している。詳しくは、第 2 節を参照。

⁷ Sen (1973)、 pp.2-3 と p.70 を参照。

ター ε を介して社会的価値判断を指標に取り込む。さらに、均等分配等価 (Equally Distributed Equivalent; EDE) の概念を用いることで、資産格差が社会にもたらす厚生損失を平均資産比として定量化できる (Sen, 1973 ; Cowell, 2011)。

本研究の目的は、このアトキンソン指数と均等分配等価 (EDE) の枠組みを資産分布に適用し、課税による再分配が社会厚生をどの程度改善しうるかを定量的に評価することである。具体的な課題は次の二点である。第一に、5 資産について ε を変化させながらアトキンソン指数を推計し、資産格差が社会厚生にもたらす損失の構造と規模を明らかにすること、第二に、資産の再分配シミュレーションによって厚生損失の縮小と限界の改善効果を定量的に示し、資産移転課税の設計における政策的示唆を提示することである。

本稿の構成は次のとおりである。第 2 節では先行研究を概観し、本研究の位置づけを明確にする。第 3 節では理論的枠組みとデータを説明し、第 4 節で分析結果と再分配シミュレーションの結果を示す。第 5 節では政策的含意と今後の課題を述べる。

2. 先行研究と本研究の位置づけ

2.1 日本における資産格差の現状と課題

日本においても資産格差の拡大傾向は顕著である。Kitao and Yamada (2025, Table 2-5) によれば、金融資産のジニ係数は 1984 年の 0.577 から 2019 年の 0.671 へと一貫して上昇しており、資産分布の不均等が拡大している (表 1)。平均/中央値比も同期間に 1.73 から 2.42 へと上昇しており、上位層への資産集中が加速している。加えて、金融資産を保有しないゼロ資産世帯の割合は同期間に 4.93% から 13.12% へと約 3 倍に増加し、資産を形成できない若年世帯が急増している (Kitao and Yamada, 2025, Table E.1)。

所得格差との比較において注目されるのは、資産格差の拡大が高齢化効果では説明しきれない点である。大竹 (2005) は、日本の所得格差の拡大の多くが高齢化による構成効果——高齢者は所得の分散が大きい傾向にある——によって説明できることを示した⁸。しかし資産格差については、高齢化効果では説明しきれない固有の不平等拡大メカニズムの存在が示されている (Kitao and Yamada, 2025)。資産格差の是正には、その規模が社会厚生にもたらす損失を規範的に評価する枠組みが重要となる。

⁸ 大竹 (2005) は、日本の所得格差が人口の高齢化による「見せかけの格差」であり、年齢構造の変化が引き起こしたものと指摘している。

表1 ジニ係数・平均/中央値比（金融資産）・ゼロ資産比率の推移

年	金融資産(ジニ係数)	平均/中央値比 (金融資産)	全世界ゼロ資産比率	30～34歳のゼロ資産比率
1984	0.577	1.73	4.93%	約4.0%
1994	0.584	1.76	6.28%	—
2004	0.609	1.90	9.40%	—
2014	0.642	2.10	13.14%	—
2019	0.671	2.42	13.12%	約12.6%

(出所) Kitao and Yamada (2025) Table 2～10, E.1 より加筆修正して筆者作成。

2.2 資産格差と厚生評価アプローチ

資産格差の既存研究では、ジニ係数やタイル尺度などの記述的指標が広く用いられてきた。しかし、これらの指標は、前節で論じたとおり、規範的な問いには直接答えないものである (Sen, 1973, pp.2-3)。

そこで、厚生評価アプローチとして、Atkinson (1970) が提唱したアトキンソン指数がある⁹。同指数は均等分配等価 (EDE) の概念を通じて、格差がもたらす厚生損失を平均資産比として測定する。こうした規範的評価の枠組みは、課税による再分配の厚生改善効果を直接評価しうる理論的基礎となる。

他方で、資産課税の制度設計において、どの資産概念を課税標準とすべきかという問いは極めて重要である。OECD (2018b) は、担税力をより正確に反映する指標として、純資産 (net wealth = assets - liabilities) の定義において、負債控除が中核的要素であることを示している。負債を考慮しない総資産課税は、同価値の資産を保有していても負債が異なる納税者間に同一の税負担を強いることになり、水平的公平の観点から大きな歪みを生むことを指摘している¹⁰。また、OECD (2021) は、相続税の課税ベース設計が効率性と公平性を左右し、適切な相続税の制度設計により機会の平等の促進や富の集中抑制の手段として、相続税をより積極的に活用すべきことを示唆している¹¹。

上記の報告と関連して、Kopczuk (2013) は相続税に関するサーベイにおいて、遺産動機の異質性が課税の厚生効果に与える影響を整理し、再分配効果が課税ベースや税率設計に大きく依存することを示している¹²。日本においても相続税に関する研究は蓄積されているが、課税による資産移転が社会厚生をどの程度改善しうるかを規範的に定量評価した研究は乏しい。こうした先行研究を踏まえ、本研究はアトキンソンの厚生評価アプローチに基づき、純資産 (金融資産 + 実物資産 - 負債) を課税標準として、資産移転課税の厚生改善効果

⁹ Atkinson (1970)、pp.244-248 を参照。

¹⁰ OECD (2018b)、p.5 と p.85 参照。

¹¹ OECD (2021) は、適切に設計された相続税は、年次の純資産税と比較して貯蓄行動への歪みが限定的であり、かつ受遺者の労働供給を促すといった経済的効率性上の利点も有することを指摘している。

¹² Kopczuk (2013)、pp.329-390。

を定量的に分析する。

2.3 本研究の位置づけ

以上の先行研究には2つの限界がある。第一に、Kitao and Yamada (2025)をはじめとする既存の記述的分析は格差の程度を測定するにとどまり、それが社会厚生にもたらす損失を規範的に評価する枠組みを持たない。第二に、既存研究の多くが金融資産のみを対象としており、実物資産や負債を考慮した純資産の分析が不足しているため、OECD (2018a, 2018b) が提起する課税標準の選択という政策課題に対して定量的な分析が十分に行われていない。

本研究はこれらの限界を克服するため、アトキンソン指数を用いた厚生損失の定量化、5資産間の比較、および資産再分配シミュレーションによる厚生改善効果の推計を実施する。日本の資産格差を対象にアトキンソン指数による厚生損失の定量化・複数資産の比較・再分配シミュレーションを組み合わせた分析は既存研究には見当たらず、本研究はこの点に取り組むことで、資産移転課税の設計に向けた政策的示唆を提供する。

3. 分析手法とデータ

本節では、資産概念の定義およびアトキンソン指数の定式化 (3.1・3.2 節)、再分配シミュレーションモデル (3.3 節)、および使用データ (3.4 節) を順に説明する。

3.1 分析対象と資産概念の定義

本稿では、総務省「全国家計構造調査 (2019 年)」の資産階級別・年齢階級別集計データを用いる。世帯規模の違いによる資産水準の差を調整するため、世帯 i の資産額 w_i を世帯人員 n_i の平方根で除した等価資産 (equivalised wealth) を分析の基本単位とする (Buhmann et al., 1988)。

$$\tilde{w}_i = \frac{w_i}{\sqrt{n_i}} \quad (1)$$

先行研究が金融資産のみを対象としているのに対し、本稿では以下の5つの資産概念を用いて分析を行う。第一に等価金融資産 (\tilde{w}_i^F) は預貯金・株式・債券・保険等の合計であり、定義上 $\tilde{w}_i^F > 0$ となるため、負債の問題は生じない。第二に等価実物資産 (\tilde{w}_i^R) は不動産などの住宅・宅地資産であり、同様に非負である。第三に等価純資産 ($\tilde{w}_i^N = \tilde{w}_i^F + \tilde{w}_i^R - \tilde{D}_i^T$) は総資産から負債を控除したものである。第四に等価純金融資産 ($\tilde{w}_i^{NF} = \tilde{w}_i^F - \tilde{D}_i^{other}$) は、等価金融資産残高から住宅・土地以外の負債および月賦・年賦を差し引いたものである。第五に、等価純実物資産 ($\tilde{w}_i^{NR} = \tilde{w}_i^R - \tilde{D}_i^H$) は、等価住宅・宅地資産から住宅・土地のための負債 (住宅ローン) を差し引いたものである。なお、アトキンソン指数は負の値を扱うことができないため、純資産がマイナスとなる世帯については4.1節で述べるデータ処理を実施する¹³。

¹³ Cowell (2011)、pp.169-170.

5つの資産概念

- ・ 等価金融資産： \tilde{w}_i^F
- ・ 等価実物資産： \tilde{w}_i^R
- ・ 等価純資産： $\tilde{w}_i^N = \tilde{w}_i^F + \tilde{w}_i^R - \tilde{D}_i^T$
- ・ 等価純金融資産： $\tilde{w}_i^{NF} = \tilde{w}_i^F - \tilde{D}_i^{other}$
- ・ 等価純実物資産（住宅・宅地）： $\tilde{w}_i^{NR} = \tilde{w}_i^R - \tilde{D}_i^H$

その他の資産・負債概念

- ・ 等価総資産： $\tilde{w}_i^T = \tilde{w}_i^F + \tilde{w}_i^R$
- ・ 等価金融負債： $\tilde{D}_i^T = \tilde{D}_i^H + \tilde{D}_i^{other}$

(1) 式により等価化した各資産を、厚生評価モデルに組み込む。なお純資産の分析では、集計データの一部の年齢・資産階級において純資産が負となるケースが観察される。今回使用する集計データでも、純資産がゼロ未満の世帯はすべて第1十分位に一括集計されており、当該分位の負債額が実態よりも過大に計上されている可能性がある。したがって、負値となる十分位データについては値が正となるようにデータ処理が必要である(第4節参照)。

3.2 厚生評価の理論モデル

資産不平等の厚生評価を行うにあたり、CRRA型の社会厚生関数を採用する。経済には n 個の階級が存在し、各階級 i ($i = 1, \dots, n$) の平均等価資産を \tilde{w}_i 、人口シェアを p_i ($\sum p_i = 1$) とする。社会厚生 W は次のように定義される (Atkinson, 1970; Cowell, 1980)。

$$W(\tilde{w}) = \sum_i p_i \cdot U(\tilde{w}_i) \quad (2)$$

$$U(\tilde{w}_i|\varepsilon) = (\tilde{w}_i)^{(1-\varepsilon)}/(1-\varepsilon) \quad (\varepsilon \neq 1) \quad (3.1)$$

$$U(\tilde{w}_i|\varepsilon) = \ln(\tilde{w}_i) \quad (\varepsilon = 1) \quad (3.2)$$

均等分配等価資産とアトキンソン指数 $A(\varepsilon)$ は以下のように定義される¹⁴。

$$w_{EDE} = \left(\sum_i p_i \cdot \tilde{w}_i^{(1-\varepsilon)} \right)^{\frac{1}{1-\varepsilon}} \quad (\varepsilon \neq 1) \quad (4)$$

$$A(\varepsilon) = 1 - \frac{\tilde{w}_{EDE}}{\mu} \quad (0 \leq A < 1) \quad (5)$$

ここで μ は平均資産額、 ε は不平等忌避パラメーターである。 ε が大きいほど低資産層の厚生を重視する社会的選好を表し、 $A(\varepsilon)$ の値が大きいほど格差によって社会厚生が失われている

¹⁴ Cowell (2011)、pp.50-52.

ことを示している¹⁵。例えば $A = 0.25$ は、現在の資産格差が存在することによって社会全体で平均資産の 25%分の厚生が失われていることを意味する。本稿では感応度分析のため、 $\varepsilon = 0.25, 0.5, 0.75, 1.0, 1.5, 2.0$ の 6 水準を設定する。この範囲を採用した根拠は以下のとおりである。 ε が 0 に近づくほど功利主義的評価（効用の単純総和）に近づく一方、 ε が大きくなるほどロールズの評価（最底辺層の効用最大化）に対応しており、0.25~2.0 の範囲は政策的に現実的な不平等忌避の幅を網羅している（Atkinson and Brandolini, 2015）。

3.3 資産移転による再分配シミュレーション

最上位（第 10 十分位）の等価資産 \tilde{w}_{10} に対し移転割合 r ($0 < r < 1$) を適用し、徴収した資産総額を下位 9 分位（第 1~第 9 十分位）に均等に配分する再分配モデルを構築する。

$$\tilde{w}_{10}^T = (1 - r)\tilde{w}_{10} \quad (0 \leq r < 1) : \text{上位 10 \% に課税} \quad (6)$$

$$\tilde{w}_i^R = \tilde{w}_i + \frac{(r \cdot \tilde{w}_{10})}{9} \quad (0 \leq r < 1) : \text{下位 9 分位に再分配} \quad (7)$$

この資産移転による再分配シミュレーションのルールは次のとおりである。まず再分配に関する資産移転率 r （以下、移転率）は 0%から 30%の範囲で設定する。この上限は、現行相続税制における実効税率（課税遺産額 1 億円で約 12.2%、3 億円で約 30.6%）を参考に、現実的な課税水準の上限を念頭に置いて設定したものである。

3.4 使用データ

本稿では、総務省「全国家計構造調査（2019 年）」の等価資産額十分位別データを用いる。具体的には、同調査の第 7-163 表¹⁶から、等価金融資産・等価実物資産・等価金融負債の階級別平均値を抽出し、3.1 節で定義した各等価資産を算出する。なお、元データの第 1 十分位と第 2 十分位には純資産がゼロ未満の世帯が含まれており、アトキンソン指数の計算上問題が生じるため、データを修正したうえで分析を行う。

4. 分析結果

本節では、2019 年全国家計構造調査（第 7-163 表）の等価資産額十分位別データを用いて、5 資産のアトキンソン指数を推計し、資産移転による再分配シミュレーションの結果を示す。分析対象は等価純資産・等価金融資産・等価実物資産（住宅・宅地）の 3 資産に加え、各負債を考慮した等価純金融資産、等価純実物資産（住宅・宅地）の計 5 資産である。

¹⁵ Cowell (2011)、pp.41-53.

¹⁶ 第 7-163 表は、「2019 年全国家計構造調査 年間収入・資産分布等に関する結果」（総務省統計局）に収録されている[等価資産・負債現在高]の「等価資産額階級（24 区分）・等価資産額十分位階級（12 区分）、等価資産・負債の種類（29 区分）別等価資産・負債現在高－全国」である。

4.1 データの修正と十分位の再構成

第 7-163 表の等価資産額十分位別データでは、等価純資産がゼロ未満となる世帯が第 1 十分位に一括して集計されている。アトキンソン指数はゼロ以下の値を扱うことができないため、等価純資産・等価純金融資産・等価純実物資産がゼロ以下となる十分位については、調査票の集計単位である 1 千円に置換したうえで推計を行う。

等価純金融資産および等価純実物資産は 3.1 節の定義に従い、次のように構築した。等価純金融資産は、等価金融資産残高から住宅・土地以外の負債および月賦・年賦を差し引いて算出し、負値となった第 1 十分位については 1 千円に置換した。等価純実物資産は、等価住宅・宅地資産から住宅・土地のための負債（住宅ローン）を差し引いて算出し、等価純実物資産がゼロ以下となった第 1・第 2 十分位については 1 千円に置換した。データ構築した 5 資産の十分位別データは表 2 のとおりである。

表 2 修正後の等価資産十分位別データ（単位：千円）

十分位	等価純資産	等価金融資産	等価実物資産 (住宅・宅地)	等価純金融資産	等価純実物資産 (住宅・宅地)
第 1 十分位	1.0	1,328.0	6,026.0	1.0	1.0
第 2 十分位	179.0	597.0	1,460.0	358.0	1.0
第 3 十分位	1,923.0	1,860.0	3,132.0	1,523.0	400.0
第 4 十分位	4,512.0	2,802.0	5,094.0	2,488.0	2,024.0
第 5 十分位	7,623.0	3,791.0	6,681.0	3,556.0	4,068.0
第 6 十分位	11,313.0	5,058.0	8,623.0	4,820.0	6,494.0
第 7 十分位	16,190.0	7,469.0	10,943.0	7,272.0	8,917.0
第 8 十分位	23,203.0	10,642.0	14,446.0	10,433.0	12,770.0
第 9 十分位	35,383.0	16,494.0	20,596.0	16,193.0	19,190.0
第 10 十分位	89,895.0	33,442.0	60,149.0	32,443.0	57,451.0
平均（修正後）	19,103.0	8,418.9	13,619.6	8,006.3	11,112.3

(注 1) 各等価資産がゼロ未満となる場合、1 千円として置換している。

(注 2) 等価実物資産から住宅・土地のための負債（住宅ローン）を差し引いた値がゼロ以下となる場合、1 千円に置換している。

(出所) 総務省「2019 年全国家計構造調査」第 7-163 表より筆者作成。

4.2 アトキンソン指数の推計結果

表 3 は、5 資産について不平等忌避度 ε を 0.25 から 2.00 まで変化させたアトキンソン指数 $A(\varepsilon)$ の推計結果を示している。まず標準ケース ($\varepsilon=1.0$) に着目する。5 資産のうち等価純実物資産の $A=0.867$ が最も高く、次いで等価純資産 $A=0.780$ 、等価純金融資産 $A=0.698$ 、等価金融資産 $A=0.429$ 、等価実物資産 $A=0.368$ の順となる。 $A(\varepsilon)$ の経済的解釈として、等

価純資産の $A=0.780$ は、現在の資産格差のもとで社会が達成している厚生水準が、平均純資産（1910万円）の22.0%に相当する w_{EDE} （420万円）が完全均等に分配された場合と同値であることを意味する。すなわち、格差の存在により平均資産の78.0%（約1491万円）に相当する厚生が失われていると解釈できる（詳しい金額は表4参照）。

次に、負債を控除した純資産概念の導入がアトキンソン指数に与える影響を検討する。等価金融資産（ $A=0.429$ ）と等価純金融資産（ $A=0.698$ ）を比較すると、住宅・土地以外の負債および月賦・年賦を控除することで格差指数が0.269ポイント上昇する。等価実物資産（ $A=0.368$ ）と等価純実物資産（ $A=0.867$ ）の比較では、住宅ローンの控除によって0.499ポイントという大幅な上昇が生じる。この乖離は、負債を控除しない等価実物資産および等価金融資産では格差の程度が過小評価されることを示し、純資産を課税ベースとすることの意義を強調するOECD（2018b）の指摘を裏付けるものである。

等価純実物資産の $A(\varepsilon=1.0)=0.867$ が5資産中最大となる背景には、第1・第2十分位において純資産がゼロ未満の世帯が集中するという構造的問題がある。これらの十分位では等価純実物資産が実質的にゼロとなっており、分布の下端における格差の深刻さが高い値に表れている。

図1は、5資産における不平等忌避度 ε の変化に伴うアトキンソン指数 $A(\varepsilon)$ の推移を示したものである。等価純実物資産・等価純金融資産・等価純資産の3資産は ε が0から1の範囲で急上昇する一方、等価金融資産・等価実物資産は相対的に緩やかな上昇にとどまる。特に低資産層を強く重視する社会的選好（ $\varepsilon \geq 1.0$ ）のもとでは、等価純実物資産がゼロ未満となる世帯の厚生損失が、同指数を押し上げる主たる要因となっていることが確認された。他方、等価実物資産の指数が相対的に低い背景には、現役世代から高齢層に向けた住宅取得を通じて住宅・宅地資産の保有が中間層にも浸透し、資産分布が比較的均等であることが挙げられる。

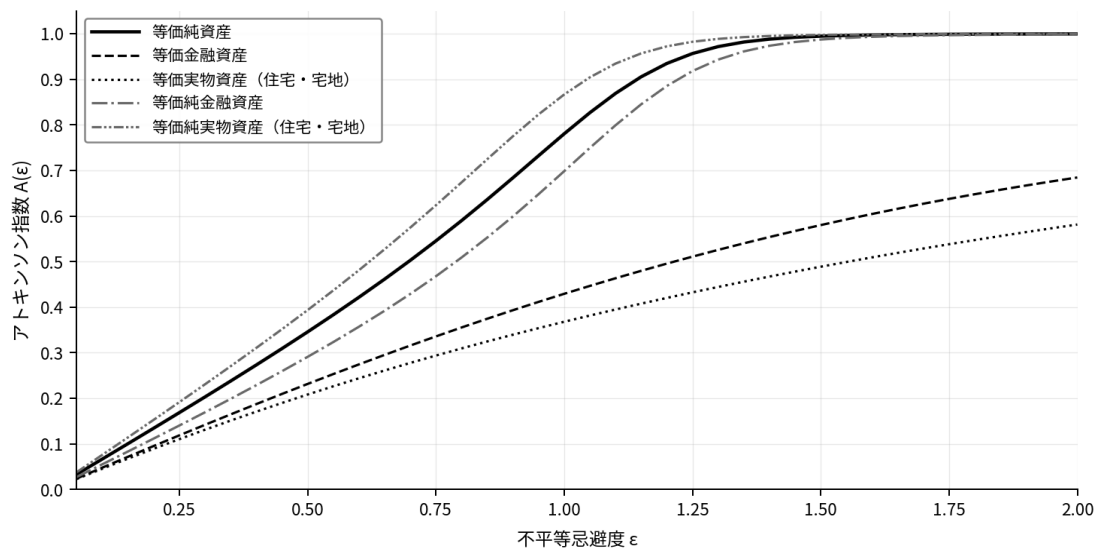
表3 等価資産別アトキンソン指数 $A(\varepsilon)$ の推計結果

資産種類	$\varepsilon=0.25$	$\varepsilon=0.5$	$\varepsilon=0.75$	$\varepsilon=1.0$	$\varepsilon=1.5$	$\varepsilon=2.0$
等価純資産	0.169	0.346	0.545	0.780	0.994	0.999
等価金融資産	0.119	0.232	0.336	0.429	0.580	0.684
等価実物資産 (住宅・宅地)	0.111	0.208	0.294	0.368	0.489	0.581
等価純金融資産	0.140	0.291	0.468	0.698	0.987	0.999
等価純実物資産 (住宅・宅地)	0.192	0.394	0.623	0.867	0.997	1.000

(注1) 修正後の等価資産十分位データに基づきアトキンソン指数を推計している。

(出所) 総務省「2019年全国家計構造調査」第7-163表より筆者作成。

図1 不平等忌避度 ε の変化に伴うアトキンソン指数の推移



(注)横軸は不平等忌避度 ε (0~2.00)、縦軸はアトキンソン指数 $A(\varepsilon)$ を示している。本分析は $\varepsilon=0.25$ 、0.5、0.75、1.0、1.5、2.0 の6水準を基準とし、修正後の等価資産十分位データに基づき筆者推計。(出所) 総務省「2019年全国家計構造調査」第7-163表より筆者作成。

4.3 再分配シミュレーションと社会厚生の変化

表4は、等価純資産を対象とした再分配シミュレーション(移転ルール:式(6)・(7)、移転率0~30%)の結果をまとめたものである。移転率0%のベースラインでは、 $\varepsilon=1.0$ において $A=0.780$ 、均等分配等価資産(EDE)は420万円、平均資産1910万円との差である厚生損失は1491万円である。移転率5%では、 $A=0.571$ (EDE=821万円)へと改善し、厚生損失の削減額は402万円となる。移転率を10%、15%、30%と段階的に引き上げると、 $A=0.505$ (削減529.0万円)、 $A=0.455$ (削減628万円)、 $A=0.340$ (削減858万円)へと推移する。移転率30%における均等分配等価資産(EDE)は平均資産の66.9%に相当する水準まで改善されており(表4「EDE改善率」参照)、最上位層からの移転が分配状態を大きく改善することが確認できる。

図2は、移転率の上昇に伴う $A(\varepsilon)$ の推移を $\varepsilon=0.5$ 、1.0、2.0の3ケースで示している。 ε の水準によらず移転率の上昇とともに $A(\varepsilon)$ は低下するが、 ε が大きいほど改善幅(縦方向の低下)が大きい。これは、低資産層を重視する社会的価値判断のもとでは、上位層から下位層への資産移転の厚生改善効果がより強まることを意味する。

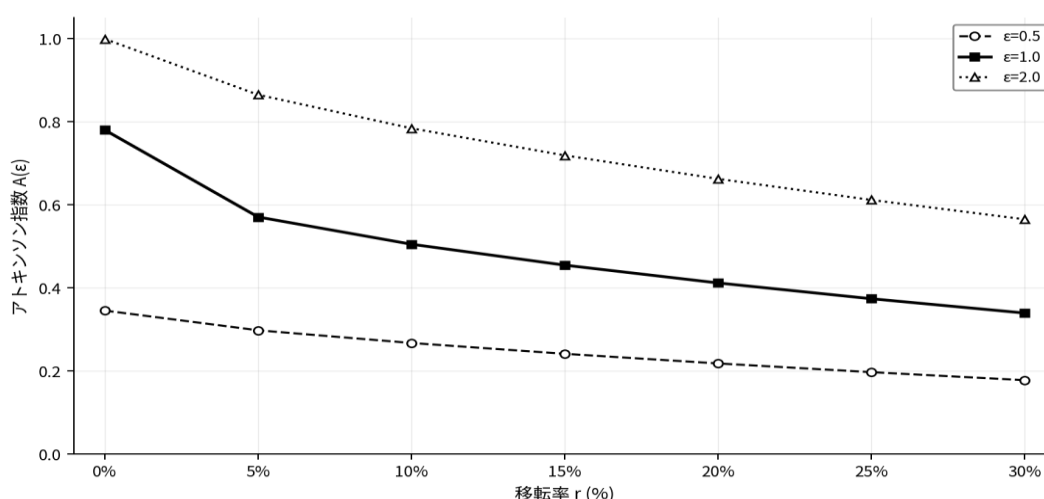
表4 再分配シミュレーション：等価純資産のアトキンソン指数・EDE・厚生損失の変化

移転率 (r)	$\varepsilon = 0.5$	$\varepsilon = 1.0$	$\varepsilon = 2.0$	EDE (万円)	厚生損失 (万円)	損失削減額 (万円)	EDE 改善率
0%(ベース)	0.346	0.780	0.999	420.0	1,491.0	—	22.0%
5%	0.298	0.571	0.865	821.0	1,089.0	402.0	43.0%
10%	0.268	0.505	0.784	949.0	961.0	529.0	49.7%
15%	0.242	0.455	0.719	1,048.0	862.0	628.0	54.9%
20%	0.219	0.412	0.663	1,133.0	777.0	713.0	59.3%
25%	0.198	0.374	0.612	1,209.0	701.0	789.0	63.3%
30%	0.178	0.340	0.565	1,278.0	632.0	858.0	66.9%

(注) $\mu = 1,910.3$ 万円 (修正後平均) を固定し、厚生損失は $\mu - \text{EDE}$ 、損失削減額と EDE 改善率はベース ($r=0\%$) から差より推計している。

(出所) 総務省「2019 年全国家計構造調査」第 7-163 表より筆者作成。

図2 移転率の上昇に伴うアトキンソン指数の変化 (等価純資産)



(注1) 縦軸はアトキンソン指数 $A(\varepsilon)$ 、横軸は移転率 r (0~30%) である。

(注2) 移転ルール：第 10 十分位の保有資産の $r\%$ を第 1~9 十分位に均等配分。 $\varepsilon = 0.5, 1.0, 2.0$ の 3 ケースを図示している。

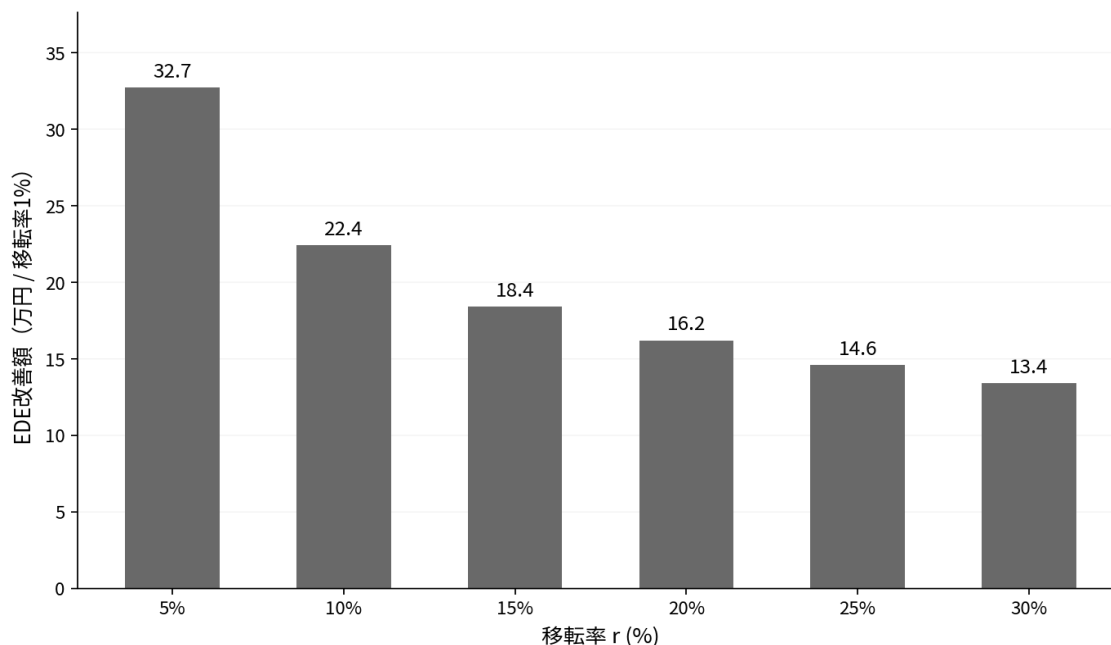
(出所) 総務省「2019 年全国家計構造調査」第 7-163 表より筆者作成。

4.4 資産移転と限界的厚生効果

図 3 は、資産移転率を 1% 増加させた場合、どの程度等価資産額 (EDE) が改善されるかを示している。移転率 5% 前後では 1% 当たりの改善額が 32.7 万円であるのに対し、15% 前後では 18.4 万円、30% 前後では 13.4 万円へと低下している。移転率 5% から 30% の区間では、限界的改善額が 59.0% 低下しており、再分配政策の厚生改善効果は移転率が高まるにつれて逡減することが確認された。

このような厚生改善効果の逡減は、課税水準の上限設定に向けた政策的示唆を与える。低移転率での限界の改善が高移転率に比べて大きいことは、一定水準を超えた課税強化では厚生改善の効率が低下することを意味する。この点から、資産移転課税の制度設計上、移転率10～15%が課税水準の一つの目安となりうる。

図3 移転率1%増加あたりのEDE改善額（等価純資産, $\varepsilon = 1.0$ ）



(注1) 横軸は移転率 r (5%刻み)、縦軸は移転率1%増加あたりのEDE改善額 (千円)。

(注2) EDE改善額は、等価純資産について $\Delta EDE(r) = EDE(r) - EDE(r-1)$ の後方差分により推計。

(出所) 総務省「2019年全国家計構造調査」第7-163表より筆者作成。

4.5 5資産間における再分配効果の比較

表5は、移転率10%固定のもとで、5資産について ε を変化させた場合のアトキンソン指数の改善効果を示している。

標準ケース ($\varepsilon = 1.0$) での改善率は、等価純実物資産 -37.3%、等価純資産 -35.2%、等価純金融資産 -35.0%、等価実物資産 -16.4%、等価金融資産 -15.1% の順となる。等価純実物資産の改善率が最大となる背景は、第1・第2十分位の等価純実物資産がゼロ以下への置換処理により1千円と極めて低く、上位層からの移転によって生じる当該分位の社会的限界厚生が5資産中最大となることにある。等価純金融資産・等価純資産についても同様であり、純資産ベースにおいては下位十分位の資産水準が低いほど、再分配の厚生改善効果がより大きく現れる傾向にある。

一方、等価実物資産 (-16.4%)・等価金融資産 (-15.1%) の改善率が相対的に低い背景には、負債を控除しない総資産ベースでは第1十分位の資産水準が比較的高く維持されるため、移転による社会的限界厚生の増加が小さくなる。このことは、負債を控除しない課税

ベースでは低純資産層への再分配効果が過小評価されることを示している。

ε が大きくなるほど、純資産ベースと総資産ベースの改善率の差が拡大する。 $\varepsilon=1.5$ では等価純金融資産の改善率が-35.5%と全資産中最大となる一方、等価金融資産は-14.4%にとどまり、その差は21.1ポイントに達する。低資産層を強く重視する社会的選好のもとでは、純資産ベースと総資産ベースの改善率の開きが一層大きくなることが確認された。

以上の分析結果より、純資産ベースの課税は厚生改善効果が一貫して高く、特に ε が大きい社会的選好（低資産層重視）のもとでは総資産ベースとの差がより顕著となる。

表5 移転率10%における5資産のアトキンソン指数改善効果

ε	等価純資産			等価金融資産			等価実物資産（住宅・宅地）		
	移転前	移転後	改善率	移転前	移転後	改善率	移転前	移転後	改善率
0.25	0.169	0.136	-19.5%	0.119	0.100	-15.8%	0.111	0.091	-18.0%
0.5	0.346	0.268	-22.6%	0.232	0.196	-15.6%	0.208	0.172	-17.4%
0.75	0.545	0.392	-28.0%	0.336	0.284	-15.3%	0.294	0.244	-16.9%
1	0.780	0.505	-35.2%	0.429	0.365	-15.1%	0.368	0.308	-16.4%
1.5	0.994	0.681	-31.6%	0.580	0.497	-14.4%	0.489	0.413	-15.6%
2	0.999	0.784	-21.5%	0.684	0.592	-13.5%	0.581	0.495	-14.9%

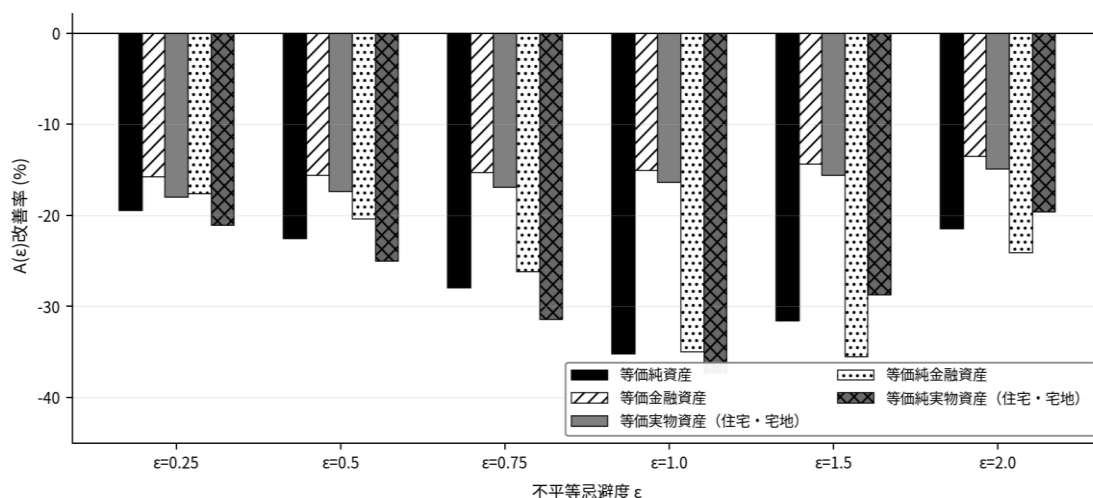
ε	等価純金融資産			等価純実物資産（住宅・宅地）		
	移転前	移転後	改善率	移転前	移転後	改善率
0.25	0.140	0.116	-17.6%	0.192	0.151	-21.1%
0.5	0.291	0.232	-20.4%	0.394	0.295	-25.0%
0.75	0.468	0.345	-26.2%	0.623	0.428	-31.4%
1	0.698	0.454	-35.0%	0.867	0.543	-37.3%
1.5	0.987	0.637	-35.5%	0.997	0.711	-28.7%
2	0.999	0.758	-24.1%	1.000	0.803	-19.6%

(注1) 移転ルールは第10十分位の保有資産の10%を第1~9十分位に均等配分するものである。

(注2) 改善率はアトキンソン指数 $A(\varepsilon)$ の変化率であり、(移転後 A - 移転前 A) / 移転前 A × 100 (%) で示している。

(出所) 総務省「2019年全国家計構造調査」第7-163表より筆者作成。

図4 5資産のアトキンソン指数改善率の比較（移転率10%、 ϵ ごと）



(注) 縦軸は $A(\epsilon)$ の改善率 [(移転後 A - 移転前 A) / 移転前 A × 100、単位：%]。不平等忌避度 ϵ の水準ごとに5資産のアトキンソン指数改善率を比較している。

(出所) 総務省「2019年全国家計構造調査」第7-163表より筆者作成。

5. おわりに

本研究では、アトキンソン指数を用いて日本の資産格差が社会厚生にもたらす損失を定量化し、再分配シミュレーションによって資産移転課税の厚生改善効果を分析した。以下、主な政策的含意と今後の課題を述べる。

第一に、日本の資産格差は、アトキンソン指数 ($\epsilon=1.0$ で $A=0.780$) が示すように、平均純資産の78.0%に相当する厚生損失をもたらしており、記述的指標では捉えきれない規模の損失が存在する。この損失の大きさは、規範的観点からの政策対応を正当化する根拠となる。第二に、再分配シミュレーション分析では、移転率の上昇につれて限界的な厚生改善効果が逡減することが示されており、課税水準を際限なく引き上げることの有効性には限界がある。したがって、資産移転課税の設計においては、課税水準に一定の上限を設けることが政策的に望ましい。第三に、純資産を課税標準とする資産移転課税（富裕税を含む）は課税ベースが広く、金融資産・実物資産を個別に課税する場合と比べて同一税率のもとで最も高い厚生改善効果をもたらした。以上の三点から、純資産ベースの課税強化が資産格差是正のための政策手段として最も有効であることが定量的に確認された。

本研究の限界と今後の課題として、次の2点が挙げられる。第一に、本稿の再分配シミュレーションでは、最上位十分位（上位10%）から徴収した資産を下位9分位に均等配分する手法を採用したが、資産分布の不均衡を踏まえれば、低資産層への重点的な再分配についても検証する必要がある。具体的には、各分位の資産不足額に応じた加重配分や、限界効用に基づく配分など複数のケースが考えられる。均等配分以外の再分配ルールが社会厚生改善に与える影響については、今後の検証課題として残されている。

第二に、データの制約が本研究の限界として挙げられる。本稿では全国家計構造調査の集

計データを用いているが、等価純資産がゼロ未満の世帯については、純資産の規模や金融・実物資産の保有状況にかかわらず、すべて第1十分位に一括して集計されるという制約がある。このため、金融負債が過大な世帯が第1十分位に混在することとなり、分布の下限の推計に歪みをもたらす可能性がある。この点を解消するためには、個票データを用いてゼロ未満世帯を詳細に分類したうえで分析を行うことが今後の課題である。

参考文献

- Atkinson, A. B. (1970), "On the Measurement of Inequality," *Journal of Economic Theory*, 2(3), 244–263.
- Atkinson, A. B. and Brandolini, A. (2015), "Unveiling the Ethics behind Inequality Measurement: Dalton's Contribution to Economics," *The Economic Journal*, 125(583), 209–234.
- Balestra, C., and Tonkin, R. (2018), "Inequalities in Household Wealth across OECD Countries: Evidence from the OECD Wealth Distribution Database," *OECD Statistics Working Papers*, No.2018/01, OECD Publishing, Paris.
- Buhmann, B., Rainwater, L., Schmaus, G. and Smeeding, T. M. (1988), "Equivalence Scales, Well-Being, Inequality, and Poverty: Sensitivity Estimates Across Ten Countries Using the Luxembourg Income Study (LIS) Database," *Review of Income and Wealth*, 34(2), 115–142.
- Cowell, F. A. (1980), "On the Structure of Additive Inequality Measures," *Review of Economic Studies*, 47(3), 521–531.
- Cowell, F. A. (2011), *Measuring Inequality*, 3rd ed., Oxford University Press.
- Kitao, S. and Yamada, T. (2025), "Earnings, Income, and Wealth Inequality in Japan: A Long-Term Perspective, 1984–2019," *The Japanese Economic Review*, 76(2), 231–283.
- Kopczuk, W. (2013), "Taxation of Intergenerational Transfers and Wealth," In A. J. Auerbach, R. Chetty, M. Feldstein, and E. Saez (Eds.), *Handbook of Public Economics*, Vol.5, Elsevier, Amsterdam, pp.329–390.
- OECD (2018a), *Taxation of Household Savings*, OECD Tax Policy Studies, No.25, OECD Publishing, Paris.
- OECD (2018b), *The Role and Design of Net Wealth Taxes in the OECD*, OECD Tax Policy Studies, No.26, OECD Publishing, Paris.
- OECD (2021), *Inheritance Taxation in OECD Countries*. OECD Tax Policy Studies, No.28. OECD Publishing.
- Piketty, T. (2014), *Capital in the Twenty-First Century*, Harvard University Press, Cambridge, MA.
- Piketty, T., and Zucman, G. (2015), "Wealth and Inheritance in the Long Run," In A. B. Atkinson and F. Bourguignon (Eds.), *Handbook of Income Distribution*, Vol.2, Elsevier,

Amsterdam, pp.1303–1368.

Sen, A. (1973), *On Economic Inequality*, Clarendon Press.

大竹文雄 (2005) 『日本の不平等—格差社会の幻想と未来』日本経済新聞社。
総務省「全国家計構造調査 (2019 年度)」

中央大学経済研究所
(INSTITUTE OF ECONOMIC RESEARCH, CHUO UNIVERSITY)
代表者 阿部 顕三 (Director: Kenzo Abe)
〒192-0393 東京都八王子市東中野 742-1
(742-1 Higashi-nakano, Hachioji, Tokyo 192-0393 JAPAN)
TEL: 042-674-3271 +81 42 674 3271
FAX: 042-674-3278 +81 42 674 3278
E-mail: keizaiken-grp@g.chuo-u.ac.jp
URL: <https://www.chuo-u.ac.jp/research/institutes/economic/>